

フォークリフト運転技能講習費用助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、フォークリフト運転技能講習を受講して資格を取得した場合の受講費用の一部を助成することとし、運転手の多能化に資するフォークリフト資格取得を推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(助成対象機関)

第3条 助成対象機関は、千葉県内の千葉労働局長登録教習機関（以下「対象機関」という。）とする。

(助成対象)

第4条 助成対象は、令和2年3月1日から令和3年2月末日までに、千葉県内の営業所に勤務する従業員が対象機関でフォークリフト運転技能講習を受講し、資格を取得したものとする。

(助成金額及び助成上限人数)

第5条 助成金額は、1名当り、陸上貨物運送事業労働災害防止協会千葉県支部で取得した場合は15,000円、その他の対象機関で取得した場合は5,000円とし、助成上限人数は1事業者当り5名までとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「令和2年度フォークリフト運転技能資格取得に係る講習費用助成実績報告書」により、令和3年3月5日までに申請を行うものとする。なお、郵送による申請の場合は、令和3年3月5日必着とする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、原則として予算の範囲内で助成金を交付するものとし、交付日は別表に定める。

(助成金の返還)

第8条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
 - 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附則) 本要綱は、平成21年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成22年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成23年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成24年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成25年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成26年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成27年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成28年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成29年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成30年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、2019年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和2年4月1日より実施する。

【別表】申請日別助成金交付日

申請日	交付日
4月～9月	当該年度 11月末
10月～1月	当該年度 3月末
2月～3月	翌年度 5月末